

令和 7 年
3 月高浜市議会定例会
議 案 書
(議員提出分)

議員提出議案第 1 号

高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

提出者	高浜市議会議員	鈴木勝彦
賛成者	高浜市議会議員	今原ゆかり
	〃	柴口征寛
	〃	岡田公作
	〃	黒川美克
	〃	倉田利奈
	〃	長谷川広昌
	〃	福岡里香

高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年高浜市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 2 項第 1 号中「給与又は報酬、福利厚生」を「給与若しくは報酬若しくは福利厚生」に改め、「その他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 8 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 2 条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 9 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 4 0 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 8 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 9 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 4 条から第 5 6 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 4 条から第 5 6 条までの改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

議員提出議案第 2 号

高浜市議会委員会条例の一部改正について

次のとおり高浜市議会委員会条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日 提出

提出者	高浜市議会議員	鈴 木 勝 彦
賛成者	高浜市議会議員	今 原 ゆかり
	〃	柴 口 征 寛
	〃	岡 田 公 作
	〃	黒 川 美 克
	〃	倉 田 利 奈
	〃	長谷川 広 昌
	〃	福 岡 里 香

高浜市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

高浜市議会委員会条例（昭和 4 6 年高浜市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

- 第 1 5 条の 2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 2 0 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。
- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、委員会の開会場所に参集し委員会に出席して

いるものとみなして、この条例の規定を適用する。

- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法により意見を述べる公述人には適用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、委員会について、オンラインによる方法の特例を定めるためであります。

議員提出議案第 3 号

高浜市議会会議規則の一部改正について

次のとおり高浜市議会会議規則の一部を改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

提出者	高浜市議会議員	鈴 木 勝 彦
〃	〃	橋 本 友 樹
〃	〃	荒 川 義 孝
〃	〃	神 谷 直 子
〃	〃	野々山 啓
〃	〃	福 岡 里 香
〃	〃	岡 田 公 作
〃	〃	長谷川 広 昌
〃	〃	北 川 広 人
〃	〃	黒 川 美 克

高浜市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

高浜市議会会議規則（平成 2 4 年高浜市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 5 条」を「第 8 5 条の 2」に改める。

第 6 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 8 条第 2 項中「認めるときは、」の次に「会議に宣告することにより」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 1 3 条及び第 1 6 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第36条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第37条中「まって」を「待って」に改める。

第38条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第41条中「終わったとき」を「終わったとき」に改める。

第43条第2項中「調査が」を「調査を」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「認めるときは、」の次に「議会の承認を得て、」を加える。

第49条及び第53条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第72条中「第31条第2項」を「第30条第4項及び第31条第2項」に改める。

第75条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第75条の4第1項中「学識経験者等（以下「公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第76条第1項中「記載し、又は記録する事項」を「記載する事項」に改め、同条第2項中「その他の方法」を「その他議長が適当と認める方法」に改める。

第77条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第79条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第2章第1節中第85条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第85条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項

の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 9 1 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 1 0 5 条及び第 1 0 7 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 0 8 条第 1 項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 1 1 0 条に次の 1 項を加える。

2 法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 1 1 8 条中「第 1 章第 4 節」を「前章第 4 節」に改める。

第 1 2 0 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 1 0 9 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 1 2 6 条中「第 3 1 条第 1 項まで」の次に「（第 3 0 条第 4 項を除く。）」を加える。

第 1 2 9 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 3 0 条第 2 項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に

改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第132条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第132条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第132条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第133条に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第134条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第136条中「これに類するもので、その内容が請願に適合する」を「これに類するもので議長が必要があると認める」に改める。

第141条を次のように改める。

(決定の通知)

第141条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第143条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第148条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞

紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第150条中「すべて」を「全て」に改める。

第152条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、委員会のオンラインによる方法の特例の追加等に伴い、所要の規定の整備を行うためであります。